

大分県社会的養育推進計画2025改定版（計画案）に対する県民意見の募集結果

項目・No	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
第1 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像		
1	<ul style="list-style-type: none"> P4の「・」の4つめの「児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム等の社会的養護に関わる関係者」との記述については、その順番において、家庭養育優先原則の理念や児童福祉法上の記載順に鑑み、「里親、ファミリーホーム」を前に置くべきかと思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 <p>P4「児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム、児童養護施設等の社会的養護に関わる関係者」※以下省略</p>
第2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）		
2	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待を受けるこどもの気持ちの理解が必要であり、その子第一の行動をとることが児童相談所の職員には求められると思います。その権利が子どもにはあると思います。児童虐待に関して、小学生から学校で学びの場を設けて、上記で述べたようなことを知ってもらう必要があると思います。児童虐待を受けている子どもが、虐待について詳しく学ぶことで、児童相談所がより相談できるような団体になると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会では、平成27年から、県内の児童・生徒に向けて「24時間子供SOSダイヤル」など各種相談窓口を記載した携帯カードを配布しています。配布の際には、教員から児童・生徒に対して家庭のことなど様々な不安や悩み、心配なことについて相談できる窓口の周知・啓発を行っており、引き続き、児童虐待に関する相談窓口（児童相談所を含む）の周知・啓発に取組みます。
3	<ul style="list-style-type: none"> 第三者として自分のことを知らない人に相談できる環境があることは必要であり、この活動を全国にも広げて欲しいと思います。計画案を見ていると、施設で生活する子どもなど自分の家庭と離れて生活しているような子どもだけが独立アドボカシーの対象としているが、アドボケイトの中では全ての子どもを対象としていきたいと考えている意見が多いです。その実施に関しても、子どもアドボケイト活動を先立って始めた大分県だからこそ考えてもらいたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画案では、「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（子ども家庭庁通知）に基づき、特に、社会的養護下の子どもを対象とした権利擁護の取組を定めています。全ての子どもを対象とした権利擁護の取組については、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等により、子どもは自己の意見を表明する権利が確保されており、現在策定中の「大分子どもまんなかプラン（第5期計画）」/Ⅱ各論編/第1章/第2節（こどもの人権を尊重する意識づくり）により取組みます。
4	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所、里親・ファミリーホーム、児童養護施設に対する周知啓発・説明会等の実施とあるが、具体的にはどのような程度の頻度で行っているのですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 周知啓発・説明会等の実施頻度（令和5年度）は、下記のとおりです。 <p>児童相談所（一時保護所含む）：3回 ファミリーホーム・児童養護施設：各施設3回 ※児童養護施設は希望等に応じて随時実施（別途、計22回） 里親：1回（更新研修時）</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する授業を通してでしかこのような情報（こどもの権利擁護）を得られないため、大学内や駅など、大衆の目に触れる場所での啓発活動を行うことはどうだろうかということです。 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動については、【No3再掲】「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等により、子どもは自己の意見を表明する権利が確保されており、現在策定中の「大分子どもまんなかプラン（第5期計画）」/Ⅱ各論編/第1章/第2節（こどもの人権を尊重する意識づくり）により取組みます。
6	<ul style="list-style-type: none"> 子どもアドボカシーについても大学に入ってから存在を知ったので、この活動について気軽に知ることが出来る環境作りが大切なのかなと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境づくりについては、【No3再掲】「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等により、子どもは自己の意見を表明する権利が確保されており、現在策定中の「大分子どもまんなかプラン（第5期計画）」/Ⅱ各論編/第1章/第2節（こどもの人権を尊重する意識づくり）により学校での学びを進めます。
7	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが意見を表明するにあたって、大人の解釈を入れられない、こどものそのままの意見を伝える役割がとても重要だと思います。よって、施設職員や学校の教員などといったフォーマルアドボカシーに限らず、独立アドボカシーの担い手をさらに増やすことで、子どもが本心を話したり、意見を表明したりすることができる機会を増やすべきだと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、下記のとおり追記します。 <p>P14「あわせて、意見表明等支援事業の利用を望む子どもに対して、確実に事業が実施できるよう、引き続き、子どもアドボケイトの募集・養成により、事業実施体制の充実を図ります。」</p>

項目・No	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
第3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組		
8	<ul style="list-style-type: none"> 市町村におけるソーシャルワーク体制の強化と、実際のソーシャルワーク力の向上が一番の課題であると考えますが、計画案ではこの面での実質的な実務力アップを図る（測る）べき具体的方策や評価指標が不足している感じを受けます。（子ども家庭センターの設置や研修実施等だけではうわべだけで、必ずしも実践力の向上にはつながらないと思います。）難しいかもしれませんが、ぜひ、実務上のソーシャルワーク力の実質的向上に直結するような方策や評価指標を盛り込んでいただきたくよう望みます。 	<ul style="list-style-type: none"> P21のとおり、子ども家庭センターの設置のみならず、その理念・機能等に関する市町村の理解を深めるための成果・課題等を共有する場を設けるとともに、令和4年改正児童福祉法において創設された子ども家庭ソーシャルワーカー（子ども家庭福祉実務者の専門性向上を目的とした認定資格）の養成研修等の受講機会の確保等を通じて、市町村職員の実践力の向上を図ります。
9	<ul style="list-style-type: none"> 大分県では子どもに対してさまざまな計画を知ることができました。もっと具体的に、この計画はこういった意図があり、これからこうしていきたいなどもっと具体的に聞いてみたいと思いました。市町村による社会的養育関係事業の実施状況において親子関係形成支援事業の欄で実施市町村数が他のに比べて少ないのは何か原因があるのか、これから増やすための方法はあるのかなど疑問に思いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 親子関係形成支援事業は、令和4年改正児童福祉法で創設された新たな事業であり、今後、P24のとおり、当該事業を含めた家庭支援事業の確保方策の達成に向けて、市町村間で事業効果や課題を共有する場で情報共有を徹底します。
10	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する家庭及び養育環境の支援として、「複合的課題を抱える家庭の中で育っている子ども」をより支援する制度が充実して欲しいと感じる。子どもが抱える問題は、ヤングケアラーや虐待、貧困や不登校だけではない。計画案で記述されている通り、複合的課題を抱える家庭が増えていることから、その家庭の中で育つ子どもの存在にも注目する必要があると考える。まだ支援が届いていない（支援がいるかいらないかグレーゾーンの）家庭に対して、直接的に被害は受けていないとしても、家に居ることでストレスを感じている子どもや、「ふつうの家とは少しだけ違う」と違和感を持つ子ども達が少しでも気持ちを落ち着かせられる居場所があればいいと感じる。基本的に、子どもは自分の家に帰るしかないから、子ども食堂のような雰囲気、いつでも誰でも安心して通える場所が提供されて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> P25のとおり、子どもが安心して過ごせる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子どもとその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど包括的な支援を提供する児童育成支援拠点事業の実施を全市町村へ働きかけ、安心・安全な居場所が十分に提供される環境整備に取組みます。
11	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の子ども家庭支援体制の中で大分県の各市町村にそれぞれ子ども家庭センターの設置等の取り組みを行い市町村間での支援を強化するという案があったのですが、とても素晴らしいと思いました。個人的に各市町村がその中でだけ支援活動を行うだけでなく家庭支援体制の過程の中で県内の市町村どうしが連携や情報を共有したりする場もあっていいのかなど考えました。 	<ul style="list-style-type: none"> P24のとおり、県内全市町村が一堂に会する協議の場（年2回以上）を設け、子ども家庭センターや家庭支援事業など各種取組の成果や課題等の情報共有を徹底します。
12	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯訪問支援事業において実施している市町村が約半数ですが、本計画においてどのくらいの実施市町村数を目標としていますか。また悩みを傾聴する専門職はどの職種を考えていますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> P25のとおり、各市町村が定める子ども・子育て支援事業計画に掲載する確保方策を各年度達成することを目指します。なお、P24のとおり、県においては、全市町村に当該事業の実施を働きかけます。 <p>あわせて、ご意見を踏まえ、下記のとおり追記します。 P24「支援員（保健師等の有資格者のみならず、市町村が適当と認める研修を修了した子育て経験者やヘルパーなど）が訪問し、」※以下省略</p>
第4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組		
13	<ul style="list-style-type: none"> 今回から新しく追加された項目のようですが、まず今までそのような支援がなかったというのが驚きでした。近年は「生まれてこないことが一番の幸せ」なんて揶揄される程、子どもを産んで養育するというのは難しいことですが、妊産婦たちを支援するというのは直接的な日本の未来にも繋がるので、とても素晴らしいことだと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> P29のとおり、本県では、従前より、全ての子どもが健やかな出生を迎えられるよう、産科医療機関をはじめとした関係機関における密な情報共有等により特定妊婦等を早期に発見し、医療・保健・福祉・教育などのサービスを切れ目なく提供する体制の構築に努めています。全ての妊産婦に対してよりよい養育環境を整備するため更なる連携強化を図ります。

項目・No	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
14	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦にとってのかかりつけ医がどれだけ大事なもののか学ぶことができた。私はこの取り組みを読んで妊産婦にとって新しい支援というよりも、今行われている取り組みをより強化するというふうに捉えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 【No13再掲】P29のとおり、本県では、従前より、全ての子どもが健やかな出生を迎えられるよう、産科医療機関をはじめとした関係機関における密な情報共有等により特定妊婦等を早期に発見し、医療・保健・福祉・教育などのサービスを切れ目なく提供する体制の構築に努めています。全ての妊産婦に対してよりよい養育環境を整備するため更なる連携強化を図ります。
15	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦への支援以外にも、妊産婦の夫で課題を抱えている人への支援もあったら良いと考えました。 	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦の夫への支援については、現在策定中の「大分子どもまんなかプラン（第5期計画）」/Ⅱ各論編/第8章/第2節（男性の家事・育児の推進）により取組みます。
第6 一時保護改革に向けた取組		
16	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護所と一時保護専用施設との円滑な連携体制を整えることが最も重要だと思った。児童虐待などにより子どもからSOSを訴えられた場合に、定員により緊急保護の対応ができなため一旦家に帰す、というようなことにならないためにも、関係機関との繋がりが大切だと考える。また、一時保護施設において子どもが落ち着く、リラックスできる環境作りが必要だと思うため、2人部屋を改修し個室利用にすることや、プレイルームを増床する取組は良いと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> P45のとおり、一時保護所と一時保護専用施設との連絡会（令和5年度開始）を継続開催することで、各機関の支援技術の向上を図ります。また、P42のとおり、施設改修工事において、一時保護所の設備面でより一層の機能強化を図ります。
17	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護所について、子どもが納得できるルール・規則を作り、場合によっては見直すことも重要である。「全体的にルールが多く自由度がない」と答える子どもが多く、これは子どもの不満やストレスに繋がると思う。子どもが安心、安全に過ごすためのルールとして納得してもらえるものだけを残し、ルールで縛りつけすぎないことが大切なのではないか、と考えた。 	<ul style="list-style-type: none"> P45のとおり、子ども会議の場を活用し、一時保護所の生活上のルールの目的や必要性等を子どもが理解し納得できるよう議論を行います。あわせて、第2（当事者である子どもの権利擁護の取組）により、子どもの最善の利益を第一に、子どもの権利擁護に係る環境整備を進めます。
18	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護を受けている時に行われる単なる情報の交換ではなく、両者が望んだ場合に限定してビデオ通話を可能にすることがいいと考えた。 	<ul style="list-style-type: none"> P49のとおり、児童相談所において親子関係再構築支援を実施（ビデオ通話による交流も可能）しており、子ども自身や保護者の意向、子どもの状態等を勘案して、引き続き、離れて暮らす親子について、お互いを受入れ、認め合うことができるようにその関係性を良好なものへと導き、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう取組みます。
19	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護専用施設はさらに増やすことができるのではないかと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> P44のとおり、受入れ先となる施設等の理解・協力が必要であり、P45のとおり、地域での委託一時保護の状況等を勘案し、新規開設の必要性を判断するとともに、休日・夜間など緊急時に一時保護受入可能な里親家庭の確保に努めます。
第7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組		
20	<ul style="list-style-type: none"> パーマネンシーについて、「子ども自身が定義するもの」とありますが、子どもが定義を考える機会はあるのでしょうか。子どもヒアリングについての記述部分では、職員の質問に対する子どもの具体的な回答が記載されていますが、これらが「パーマネンシー保障という考え方を具体的に理解した」という記述にどう結び付いたのかがわかりませんでした。大人が考えるパーマネンシー保障に、子どもの意見を当てはめるといふことにならないといいなと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 <p>P49 「あわせて、子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施の機会に加え、児童福祉司や児童心理司による面談などあらゆる機会を通じて、パーマネンシーとは、<u>子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障であり、それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであること</u>の理解醸成に努めます。」</p> <p>P48 「子どもヒアリングでは、冒頭でパーマネンシーという言葉の考え方を説明したうえで、いつでも帰れる場所については、」※以下省略</p>

項目・No	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
21	<p>・ パーマネンシープランの作成や見直しの際に、子どもや保護者の意向を聴取するとありますが、この場にアドボケイトのような、子どもの声の代弁者はいるのでしょうか。周りが大人だらけのなか、子どもである自分が意見を言う、しかも保護者の目の前で、という状況は、多くの子どもにとっては苦痛だと思います(意向聴取の際に、保護者も同席しているのかはわかりませんが)。児童養護に関わる子どもたちは、その子たちが発する一言一言が、人生に関わる大切な言葉であると思います。どうか子どもたちが少しでも良い人生を歩めるように、子どもが伝えたいことを可能な限り子ども自身の言葉で伝えられるような配慮をしてほしいと思います。</p>	<p>・ P49のとおり、パーマネンシープランは、子どもの最善の利益を第一に、子どもの意向を最大限に尊重します。そのため、子どもアドボケイトや保護者の同席可否も、子どもの意向を尊重するとともに、パーマネンシープランの内容は、子どもが永続的に安心・安全に暮らせるためのプランニング案であるため、引き続き、子ども本人が納得し、理解できるよう、年齢や発達状況等に応じた分かりやすい説明に努めます。</p>
第8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組		
22	<p>・ P63で「里親登録数について、養育里親は年間新規15組を資源の必要量等としますが、高齢化等により年間5組が里親登録を辞退すると想定し、年間10組の純増を資源の必要量等とします」とあります。これに対し、現状としては、P61に「(図表8-6)のとおり、里親登録(認定)数については増傾向にあります、5年に1度の更新年度(直近では令和5年度)にあわせて、高齢化など様々な理由による里親登録辞退があるため対前年度比で減となっています」とあり、同表で里親登録数の推移はわかるのですが、年々の新規登録と辞退のそれぞれの件数がわかりません。必要量(目標値)と過去の実績を比較検討するため、ぜひ、これまでの年ごとの新規登録と辞退の件数の推移を示していただきたいと思います。</p>	<p>・ 養育里親の新規登録と辞退の件数の推移は、下記のとおりです。</p> <p>H29 新規23組 辞退2組 H30 新規14組 辞退30組※ R01 新規17組 辞退2組 R02 新規10組 辞退3組 R03 新規10組 辞退1組 R04 新規17組 辞退7組 R05 新規11組 辞退31組※ ※更新年</p>
23	<p>・ P64とP66の表で、目標値のファミリーホームの数(18)と定員数(108)に比べて、委託子ども数(60)がとても少ない気がしますが、その理由を是非お示しいただきたいと思います。</p>	<p>・ P64(図表8-8)の里親等委託率の参考(目標値)55%に達する場合、ファミリーホーム委託子ども数が最大96名となることが見込まれるため、定員数108名を想定しています。引き続き、家庭養育優先原則に基づき、里親等委託を推進します。</p>
24	<p>・ 「里親支援センター」の新たな設置と、それに「里親支援専門NP0 法人」をあてる趣旨の記述がありますが、その前提として、なぜ、現在中央児童相談所に備わっているとされる「里親支援センター」を新たに設置し、しかもそこに特定の「里親支援専門NP0 法人」をあてないといけないのか、理解しかねます。児童相談所が里親支援センターのままでは、どうしていけないのでしょうか。その理由を明記していただきたいと思います。</p>	<p>・ ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。</p> <p>P67 「・ 里親支援センターにおいては、(中略)一貫した里親等支援体制を構築する必要があり、NP0法人等の民間機関の活用も考えられる中、現在その体制は、中央児童相談所に備わっています。」 「・ <u>民間機関を活用した里親支援センターの設置は、マーケティング手法等を活かしたリクルート活動によって子どもが安心・安全に過ごすことができる多様な里親(家庭)を開拓できる可能性や、人事異動がある児童相談所とは異なり、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材確保及び育成により、フォスターリング業務に関する専門性と経験を蓄積するとともに、里親等との継続的な信頼関係を築くことで、より高度な実践が可能となることなどのメリットが考えられます。そこで、里親支援センターの設置数については、</u>」※以下省略</p> <p>なお、P69のとおり、里親登録(認定)及び里親等委託の措置は行政権限の行使であるため、中央児童相談所における民間機関との連携強化や組織体制の維持を図ります。</p>

項目・No	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
25	<ul style="list-style-type: none"> ・ P68で、「民間フォスタリング機関の設置数については、里親等養育支援や里親レスパイトを行うフォスタリング機関として、市町村毎の登録里親数や協働できる社会資源の状況等を考慮し、計5か所を資源の必要量等とします」とあり、P75では、「里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数について、里親支援専門相談員を配置しており、里親レスパイトを実施している施設として、乳児院は1か所を、児童養護施設は9か所を資源の必要量等とします」とあります。フォスタリングに関して、似たような記述ですが、必要量等が5か所と9か所と違って、わかりづらいです。ついては、「フォスタリング機関」と、「フォスタリング事業の実施施設」の違いについて、わかりやすい説明（解説）を加えていただきたいと思ひます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 <p>P67 「中央児童相談所をフォスタリング（54ページ、脚注39参照）業務実施機関に位置付けています。」</p> <p>なお、P75は「里親支援専門相談員を配置しており、里親レスパイトを実施している施設数」として9か所、P68は「乳児院や児童養護施設については、里親支援センターによる支援機能を補強・補完する拠点としての役割が期待」できるため、P75のうち、里親支援センターを補強・補完する拠点としての機関との考えに基づく場合の施設数としての5か所となります。</p>
26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一番初めに浮かんだ問題は里親制度についてまだまだ知られていないということだ。里親という言葉自体は聞いたことがあっても実際にどのようなことをしているのかやどうすればなれるのかわからず、里親になることをためらっている人もいると思う。そこで里親制度について周知することが重要なのではないかと考えた。具体的には「実際に里親になった人や里親に育てられた子どもたちに話をしてもらってテレビ特番やテレビCMを放送する」や「実際に里親として生活をしている芸能人に話をしてもらおう」という案を考えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、以下のとおり修正・追記します。 <p>P65 「あわせて、また、こども家庭庁では、毎年10月を「里親月間」と位置づけ、社会全体で里親制度に対する理解促進を図るために集中的な広報・啓発を実施しています。本県においても、並行して県内各地で啓発活動や説明会を実施しており、引き続き、里親月間の取組を行うとともに、こどもの所属機関（学校など）のほか、里親候補となる地域住民に最も近い市町村と連携し、」※以下省略</p> <p>（参考：こども家庭庁HP） https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/satooya-gekkan</p>
27	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず、委託後支援について支持する。大学の講義の中で、里親が相談できる環境が大切だということを学んだ。そのため、里親家庭への定期訪問や、里親レスパイトの取組をすでに行っているとのことで、継続して行っていただきたいと感じた。次に、この計画を読んで、取組んでいなければ、行ってほしいと思った制度があった。里親同士の交流支援についての取組で、「モッキンバード・ファミリーモデル」という取組だ。この取組は諸外国で行われていたのだが、現在では福岡市等でも行われている。これは、複数の里親と関わる機会を持つことで、こども同士で行事を行ったり、こどもが逃げたいときには他の里親にも頼れるという取組だ。これにより、こどもの社会性を高めることができる非常に良い取組だと思ひます。だから、この取組を行ってなければ、ぜひ里親支援の一つとして行ってほしいと思ひます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P69のとおり、里親同士の交流等支援を行う県里親会の取組を継続して進めるとともに、ご意見のあった「モッキンバード・ファミリーモデル」の取組についても、先進自治体の実績等を参考に検討します。
28	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが欲しくても産むことが難しい方に里親制度を知ってもらったら、より里親の受け入れが増えると思ひます。そのため、今その状況にある人にはネットの広告などで知ってもらい、学生の世代には学校の講演会などを通してしっかり教育を受ける必要があると思ひます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P53のとおり、県産婦人科医会と連携のもと、特別養子縁組制度（里親制度）の周知・広報を行っています。 <p>あわせて、ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。</p> <p>P65 「里親説明会の開催などに加え、SNSを活用した広報など、より柔軟性を高めた里親募集機会の創出」※以下省略</p>

項目・No	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
29	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度の課題として、里親とこどものマッチングの難しさや里親への支援などが挙げられるだろう。これに対し里親制度を推進させるために考えられるアプローチは、里親制度に関する認知度の向上や里親への経済的・心理的サポート、里親になるための手続きの簡素化などがある。このとき、目先の計画達成ではなく、こどもにとっては血は繋がっていなくても他には無い家族ができるため、里親は養子を我が子のように愛せるのか、迎入れる準備が出来ているのか、こどもが求める親になれるのかなどを重視しなければならない。私が考えたのはこどもに恵まれなかった夫婦やこどもが独り立ちして空の巣症候群になっている家庭などに里親制度を知ってもらうことである。それに加え、今後の課題として里親制度を知っているが里親にならない人たちへのアプローチの仕方であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 【No28再掲】P53のとおり、県産婦人科医会と連携のもと、特別養子縁組制度（里親制度）の周知・広報を行っています。あわせて、P65のとおり、ご意見の家庭を含めた里親候補となる地域住民に最も近い市町村と連携し、公報等のほか、自治会や子育てボランティア団体等を活用した里親制度の周知等を図ります。
30	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護によって子どもたちの生活が変化することを防ぐために、「常時委託可能」な里親の登録を増加し、1箇所に集中するのではなく各地に分散させる必要があると思います。「常時委託可能」な里親の登録を増加する取り組みを強化するために、ポスターや広告、テレビの特集などで知名度を高めることが重要だと思います。また、近年、地域での関わりが少なくなり地域で子どもたちの安全を守るという考えが薄くなっているため、自治体が積極的に近所の人との関係を構築できるような地域の触れ合いの場を設けることが重要だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 【No26再掲】ご意見を踏まえ、以下のとおり修正・追記します。 <p>P65 「あわせて・また、子ども家庭庁では、毎年10月を「里親月間」と位置づけ、社会全体で里親制度に対する理解促進を図るために集中的な広報・啓発を実施しています。本県においても、並行して県内各地で啓発活動や説明会を実施しており、引き続き、里親月間の取組を行うとともに、こどもの所属機関（学校など）のほか、里親候補となる地域住民に最も近い市町村と連携し、」※以下省略</p> <p>（参考：子ども家庭庁HP） https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/satooya-gekkan</p> <p>あわせて、地域のふれあいの場については、現在策定中の「第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」/第3章/Ⅲ/3（互いに支えあう社会の構築）により取組みます。</p>
31	<ul style="list-style-type: none"> 里親のリクルートを推進することで、一人でも多くのこどもがより良い養育を受けることができることが良いと感じました。そして、里親委託後の支援として、里親レスパイトの取り組みや里親同士の交流会を行うことで、里親の負担軽減や、同じ立場の人に相談することで悩みを解消することができることが特に良いと感じました。 	<ul style="list-style-type: none"> P65のとおり、地域住民に最も近い市町村と連携し、公報等のほか、自治会や子育てボランティア団体等を活用した里親制度の周知等を図ります。また、P69のとおり、里親レスパイトの実施とともに、里親同士の交流等支援を行う県里親会の取組を推進します。
32	<ul style="list-style-type: none"> こどもヒアリングの中で、里親家庭で生活をする上で周囲の目が気になるといった心配や困りの声があったことが印象に残りました。特に、こどもの場合は学校で友達から里親家庭について質問をされることやからかわれることがあると想像します。そのようなことがあると、こどもの学校や家庭での生活に悪影響があると考えられることから、学校において里親についての分かりやすい講義の時間があれば周囲の理解が得やすくなるのではないかと考えました。 	<ul style="list-style-type: none"> 【No26再掲】ご意見を踏まえ、以下のとおり修正・追記します。 <p>P65 「あわせて・また、子ども家庭庁では、毎年10月を「里親月間」と位置づけ、社会全体で里親制度に対する理解促進を図るために集中的な広報・啓発を実施しています。本県においても、並行して県内各地で啓発活動や説明会を実施しており、引き続き、里親月間の取組を行うとともに、こどもの所属機関（学校など）のほか、里親候補となる地域住民に最も近い市町村と連携し、」※以下省略</p> <p>（参考：子ども家庭庁HP） https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/satooya-gekkan</p>

項目・No	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
第9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組		
33	<ul style="list-style-type: none"> 生活単位の少人数化に取り組むことで、一人ひとりにあった生活、1日の流れをつくることができ、QOLの向上にもつながると感じた。施設は共同生活のため時間やルールの決まりもあると思うが、家庭的な雰囲気をつくるために、子どもたちがいつでも気軽にテレビを見ることができる、冷蔵庫を開けることができるなどの当たり前のできる環境をつくってあげてほしい。また、児童に関する施設が大分市や別府市に集まっている。県内では過疎化も進んでいるが、そのような地域で暮らす子どもが住み慣れた地域での生活を継続するためにも、様々な場所に分散するべきなので大切な取り組みだと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> P76のとおり、児童養護施設については、引き続き、生活単位の個別化や少人数化、地域への分散化を進め、家庭養育優先原則に基づく「できる限り良好な家庭的環境」の実現に向けた取組を推進します。
34	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めることで、大人が子ども一人ひとりに関わる時間が増えたり、地域とのつながりが生まれたりして、子どもたちがより安心して生活することができるのではないかと思った。また、こどもの意見を聴く機会を意識的に作って、こどもが自分の意見を聴いてもらえるという経験が継続的にあるといいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【No33再掲】P76のとおり、児童養護施設については、引き続き、生活単位の個別化や少人数化、地域への分散化を進め、家庭養育優先原則に基づく「できる限り良好な家庭的環境」の実現に向けた取組を推進します。あわせて、第2（当事者であるこどもの権利擁護の取組）により、こどもの最善の利益を第一に、こどもの権利擁護に係る環境整備を進めます。
35	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設において少人数の施設と比較的多い人数の施設を作り、職員の判断、専門職の判断、本人の意思をもとにして入れ替えや短期的な交換を行ってみるのはどうだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> P49のとおり、児童相談所において、こどもや保護者のもとより、里親や施設職員等の関係者と十分に協議を行い、こどもの最善の利益を第一に、こどもの意向を最大限に尊重したパーマネンスプランに基づく施設養育を推進します。
第10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組		
36	<ul style="list-style-type: none"> 今回の計画から必要量の児童自立支援の施設を設置した時、自立支援を行う施設を構える地域の環境であったり、地元住人が安心して施設を精神的に受け入れることができるような取り組みが必要ではないのかと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童自立生活援助事業を行う施設も含めて、社会的養育の推進にあたっては、地域の環境整備や地元住民の理解と協力が必要不可欠です。P2のとおり、本計画が、社会的養護に関わる関係職員のみならず、全ての県民の理解と意識の情勢につながることを目指し、様々な機会を通じて周知・啓発を行います。
37	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護経験者等の自立に向けた取り組みの中で、児童アフターケアセンターおおいたを中心に措置解除者全員を対象に生活や就労に関する相談に応じた支援等を行っているところ。何歳までをアフターケアの対象として行っていくのかは極めて重要なのではないかと思う。様々な相談支援機関がある中で、アフターケアセンターの役割がはっきりしておかなければ、相談者は相談しにくいのではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <p>P82 「具体的には、児童自立生活援助事業について、（中略）弾力化等が行われたほか、また、年齢制限なく相互に交流等を行う場所の提供や（中略）社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。」</p> <p>また、P82のとおり、児童アフターケアセンターおおいた（社会的養護自立支援拠点）では、相互に交流する場所の提供や日常生活や就労等に関する悩み等の相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います。</p>
38	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に適用されないため、今まで頼ってきた施設や施設の職員では力になれなくなった時にこの児童アフターケアセンターに繋がるよう児童養護施設等とアフターケアセンターの連携がとれているのか疑問に思った。加えて、大分県外の大学に入学、就職した後のアフターケアはどうするのか、他の都道府県のアフターケアの支援団体等と連携ができていないのか疑問に思う。 	<ul style="list-style-type: none"> P81のとおり、児童アフターケアセンターおおいたと児童養護施設等との連携については、県内全ての児童養護施設に配置されている職業指導員による連絡会（毎月開催）を通じた情報共有など、連携体制を構築しています。 <p>あわせて、ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。</p> <p>P84 「あわせて、進学や就職等により県外へ転出した社会的養護経験者等に対して、必要に応じて、転出先の支援団体等が訪問支援などを実施できるよう、引き続き、対象者の意向を尊重し、アフターケアセンターによる県外支援団体等との連携体制の構築に努めます。」</p>

項目・No	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
39	<ul style="list-style-type: none"> 児童自立生活援助事業について、対象者が入居先等を選択できるよう全施設類型を実施すると述べられています。ところが自立支援拠点事業については「社会的養護経験者等が相談先を迷わないよう、県下一円で相談窓口をワンストップ化する目的で、1か所を資源の必要量等とする」とあります。相談窓口1か所ということは選択肢がないということであり、支援者側の都合で自己決定権を奪うことになるのではないのでしょうか。児童福祉法が改正され、こどもの権利擁護が全面的に保障されるようになったのですが、措置制度の中では難しい側面もあり、社会に出るまでのこどもたちは制約の多い自己決定を強いられていると言わざるを得ません。後ろ盾のないなかで社会生活を始める社会的養護経験者に、制約のない自己決定権を保障することこそが自立支援の基本だと思います。その子にとって一番いいと思われる自己決定ができるよう選択肢をたくさん準備することだと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> P83のとおり、社会的養護経験者等が相談先を迷わないよう、県下一円で相談窓口をワンストップする目的で、1か所を資源の必要量等としています。なお、相談窓口では、社会的養護経験者等が相談する際の手法（選択肢）として、電話・メールに加えてSNSを活用するとともに、希望に応じて訪問による相談・助言なども行っています。また、P82のとおり、児童アフターケアセンターおおいた（社会的養護自立支援拠点）では、関係機関との連絡調整等を行います。
40	<ul style="list-style-type: none"> こどもたちは、在籍中にいろいろな研修会や県養協の行事等に参加し、他施設の自立支援担当者や面識のある当事者はたくさんいます。そこで県内各施設の相談窓口をネットワークでつなぎ、情報の共有を図り連携して支援できる相談体制の構築を拠点事業者であるアフターケアセンターが担ってほしいと願っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 【No38再掲】P81のとおり、児童アフターケアセンターおおいたと児童養護施設等との連携については、県内全ての児童養護施設に配置されている職業指導員による連絡会（毎月開催）を通じた情報共有など、連携体制を構築しています。
41	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口は各施設が開設し、出身施設以外が運営する相談窓口の利用を可能にする。年齢や性別、障がい者手帳の保持等での制限を設けない。なかには出身施設に行き辛い利用者の存在があることを考慮し、出身施設との関係性は時間をかけて構築し、将来的には実家となるように支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> P81のとおり、自立支援に携わる関係機関等が参画する協議の場（社会的養護自立支援協議会）の設置を検討します。当該協議の場において、ご意見のあった各施設における相談窓口の開設の必要性等について検討します。
第11 児童相談所の強化等に向けた取組		
42	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司や児童心理司の配置数を増加させるのは必要な案であると感じました。仕方ない部分もあるのかもしれませんが、県庁職員は異動があると思いますがこどもたちにとって担当の人が変わるの不安な部分も多くなると思うので、児童相談所に配置されたら一定年数異動なしで働けると良いのではないかなと思いました。また、引き継ぎをする前に、担当しているこどもと、新しく担当になる人が交流できる機会があるとうまく移行できると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> P90のとおり、こどもや保護者にとっては担当児童福祉司が数年で交代することへの不安材料もあるため、福祉専門職の採用を継続するとともに、引継ぎ方法も含めてスーパーバイザーによる業務フォロー及びOJTを行うなど、こどもの最善の利益を第一に考慮した環境づくりを推進します。
43	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教職員の方々に対して虐待やケアの仕方について教える機会を作るべきであると感じました。こどもの変化にいち早く気づくにはどうしたら良いか、気づいた時にはどうサポートしていけば良いかを専門家が教えていくことが大切であると思います。また、学校と定期的に情報共有ができる時間を設けると良いのではないかと考えました。 	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会では、教育相談コーディネーターや生徒指導主任を対象とした研修を実施しています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフと連携し、様々な課題が背景にある児童・生徒へ組織的に対応できるよう資質向上に努めており、引き続き、教員の児童虐待に関する理解を深めます。あわせて、P18のとおり、児童相談所は県内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会に参画しており、引き続き、随時学校との情報共有を図ります。
44	<ul style="list-style-type: none"> こどもへの虐待に対し、ケアをするだけでなく、法的措置をするために非常勤弁護士の配置日数を増やすというのは良い取り組みだと思った。虐待は決して許されていいものではなく、法で裁くことができるのであればそれに越したことはないだろう。しかし、そんな弁護士もいつでも対応できるわけではないので、常勤の職員についても、ある程度は虐待周りの法律について知っておくべきなのかなと考えた。虐待をしている親に対し、「法に触れる可能性がある」ということが提示できるだけでも、いくらか抑止力になるかも知れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 P90 「児童相談所職員の育成を進めるとともに、引き続き、こどもの監護及び教育がこどもの利益のためにされるべきであることを定めた民法（平成23年法律第61号）や、児童に対する虐待の禁止を明文化している「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）等の知識修得を進めます。あわせて、所長など管理職が組織内マネジメントを徹底し、」※以下省略
45	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価について、逆に今まで無かったのかということに驚いた。やはりどうしても内輪だけだと視点に偏りが出てしまいそうなので、第三者評価はこれから積極的に行っていくべきなのかなと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> P89のとおり、第三者評価について、両児童相談所（一時保護所についてはP45のとおり）において実施します。

項目・No	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
46	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の早期発見に向けて、教育現場における教員の福祉サービスへの理解を深める研修、児童生徒への積極的な情報提供も有効ではないかと思えます。児童生徒は生活のほとんどを家か学校で過ごしていると考えられ、またこどもの異変を発見しやすいのは学校などの現場であるとした場合、教育現場で働く大人と、学校に通うこどもの双方が福祉への豊富な知識を持っておくべきであると思えます。相談を受けた先生が否定することなく話を聞ける、自分から言えない児童が他児童を経由して間接的にSOSを出せるように、教員や該当しないこどもも虐待への理解を深められる場を設けるとよいのかなと考えます。またその場合の相談先に、教員やカウンセラー以外にも児童相談所へ直接連絡するなど、他にも頼れる先があることを広めていくことも有効ではないかと思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 【No43再掲】県教育委員会では、教育相談コーディネーターや生徒指導主任を対象とした研修を実施しています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフと連携し、様々な課題が背景にある児童・生徒へ組織的に対応できるよう資質向上に努めており、引き続き、教員の児童虐待に関する理解を深めます。 【No2再掲】県教育委員会では、平成27年から、県内の児童・生徒に向けて「24時間子供SOSダイヤル」など各種相談窓口を記載した携帯カードを配布しています。配布の際には、教員から児童・生徒に対して家庭のことなど様々な不安や悩み、心配なことについて相談できる窓口の周知・啓発を行っており、引き続き、児童虐待に関する相談窓口（児童相談所を含む）の周知・啓発に取り組めます。
47	<ul style="list-style-type: none"> 現状として児童相談所の精神科医師や児童福祉司、児童心理司、保健師の人数が不足していることに驚きました。AI等を活用することで仕事の効率化を行い、支援者がこどもたちの対応に集中できるようにするのはとてもいいことだと思います。人手不足や人材育成のためにすでに退職した職員を再雇用することを提案します。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 <p>P90 「児童相談所の職員（児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー）は、退職した職員の再雇用や中途採用など即戦力となる人材確保策も含めて、新プランなど国基準以上の配置を行い児童相談所の体制整備に努めます。」</p>
第12 障害児入所施設における支援		
48	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児やその家族が安心してより良い生活を送るためにも、12のような支援が充実して欲しいと考えました。また、障がい児を養育する里親の支援も増えるといいなと思いました。 	<ul style="list-style-type: none"> P94のとおり、里親支援センター等と連携し、障がい児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を推進するとともに、障がい児を受入れる里親等のリクルート活動をより積極的に行います。